

商品券払戻しのお知らせ

当社は、平成 31 年 3 月 10 日をもって商品券の利用を終了することとなりました。
これに伴い、資金決済法第 20 条 1 項に基づいて、商品券の払戻し手続を実施します。

手続の要領は以下のとおりです。

○対象となる前払式支払手段 商品券（右掲）



○精算・払戻期間 平成 31 年 3 月 11 日から平成 31 年 6 月 10 日まで
(土日祝日を除く、午前 10 時から午後 3 時まで)

○申出の方法、精算・払戻しの方法

払戻期間内に次の場所に商品券をお持ちください。

宮城県岩沼市二木 2 丁目 1-3 株式会社アサノ本部

電話番号 0223-25-2263

※各店舗サービスカウンターにて払戻キットを用意しております。

○上記期間内に申出をされないと払戻手続から除斥されますのでご注意ください。

○払戻に関するお問合せ先

株式会社アサノ本部 宮城県岩沼市二木 2 丁目 1-3

電話番号 0223-25-2263

商品券は平成 31 年 3 月 11 日以降使えなくなります。

株式会社アサノ